

令和 6 年度

いじめ対応マニュアル ～学校いじめ防止基本方針～

松本市立島立小学校

1. いじめの定義（いじめ防止法第 2 条）

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～松本市の取り組みから～

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きる ことができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

【子どもの権利条例前文より】

子どもが主人公 学都松本のシンカ

学都松本の主人公は子どもです すべての子どもにやさしいまちをめざします
学びに、遊びや体験を
～松本市教育大綱より～

2. いじめの基本的な認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童間や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

事実関係把握の観点

- ①被害様態 ②被害状況 ③集団の構造 ④いじめの動機、背景 ⑤被害児童の心情面状況
⑥加害児童の心情面状況 ⑦保護者、他の職員の把握状況 ⑧他の問題との関連

3. いじめ防止に向けて早期発見と未然防止の取り組み【年間計画】

○全校共通

心配ごとや悩み（含いじめ、セクハラ等）の相談窓口を周知する。

○取り組みの重点

- ①いじめ早期発見のために、アンテナを高く張っておく。
②いじめを発見したら、状況をきちんとききとり、指導する。

・活動（活動名、教材名）
★職員研修、実態観察、把握

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学年体制	★学年会で、気になる児童についての共通理解を図り、気になる行動に対する対策検討 ★学期の始めには事例を用いての研修 ・いじめ防止基本方針の周知（読み合わせ、内容確認） ・学年での活動や少人数学習の実施で、大勢の眼（多面的、多角的な観点）で見守り指導 ・保護者との連携											
学級指導	・学校の基本的なきまり 絵や写真で分かりやすく ・学級のルールづくり ★Q—U 調査 ★NINO 検査 ★いじめアンケートの実施（3ヶ月に1回） ・キャリアパスポート（自己理解） ・キャリアパスポート（自己振り返り）											
教科等	【道徳の時間】 人権参観日（人権関連授業） ・いいところ探し ・こんな時どうする？ ・他己紹介 ・★いじめのロールプレイ ・なんて言えればいいかな ・私は誰でしょう、 ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 ・8の字大縄 ・遊びの紹介 ・何人乗れるかな ・王様じゃんけん ・お楽しみ会 ・学年集会などで集団づくり ・変身じゃんけん ・陣取りじゃんけん											
児童会	★人権旬間 光子祭 ・姉妹ペア交流（年間） ・ドッチボール交流 ・地区行事の開催（縦のつながり） ・鬼ごっこ交流 ・なかよし週間											
その他	・正しい行動をみんなの前で認める。 ・許せない行為（人を傷つける等）はその場で指導する。 ・行事を通して、集団行動の大切さを指導する。 ・支援が必要な児童について、子どもたちにも話をし、全校が周知できるような指導をする。 ・「自分も大事、友だちも大事」という精神で、児童の支援をする。											

○相談機関

名称	設置者	電話番号
教育相談	市教育委員会学校教育課 学校支援室	０２６３－３３－４３９７
松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」	市こども育成課	０１２０－２００－１９５
松本市子どものための相談 「まちかど保健室」	市こども育成課	０２６３－３４－３２９１ (予約制)
松本市自殺予防専用相談 「いのちのきずな松本」	市健康づくり課	０２６３－３４－３６００
教育相談電話	県中信教育事務所	０２６３－４７－７８３０
教育相談電話	長野県総合教育センター	０２６３－５３－８８１１
学校生活相談センター	長野県教育委員会	０５７０－０－７８３１０
長野県子ども支援センター	長野県県民文化部 こども・家庭課	０８００－８００－８０３５ (子ども専用)
		０２６－２２５－９３３０ (大人専用)
長野県児童虐待・ＤＶ ２４時間ホットライン	長野県県民文化部 こども・家庭課	０２６－２１９－２４１３
なんでもハロー青少年	長野県次世代サポート課	０２６－２３５－７１００
児童相談・児童虐待相談	松本児童相談所	０２６３－９１－３３７０
子どもの人権１１０番	長野地方法務局	０１２０－００７－１１０
ヤングテレホン (県青少年相談窓口)	県警本部	０２６－２３２－４９７０
	松本警察署	０２６３－２５－０７８３
ネットいじめ	県警サイバー犯罪対策室	０２６－２３３－０１１０
心の健康	長野県精神保健福祉センタ ー	０２６－２２７－１８１０
チャイルドライン フリーダイヤル	民間団体	０１２０－９９－７７７７
松本いのちの電話	社会福祉法人 長野いのちの電話（民間）	０２６３－２９－１４１４
長野いのちの電話		０２６－２２３－４３４３